

## 第53回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）

### 【追加議案】

令和4年10月7日

## 1 議 題

### (1) 市有施設内における飲酒について

令和4年9月28日に開催した第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、議題として「全数届出の見直しに伴う自宅療養者支援業務の変更について」が挙げられ、①配食サービスの実施方法、②パルスオキシメーターの貸与（配送）が、承認多数（全員一致）で議決されたところである。

その際、市民生活部長より、その他として「令和4年4月20日の対策本部会議において、『市有施設内における飲食（ケイタリング・調理実習等を含む。）は可能（飲酒は不可）とする。』と決定されたが、現状として感染が減少傾向にあること、飲食店事業者の経営支援等を考慮すると、感染防止対策を十分行った上で、飲酒を可能とする方向で検討いただけないか。」との提案がなされた。

そのため、あらためて市有施設内における飲酒の可否について、追加議案とするとともに、以下のとおり運用の変更を図る。

#### 1 市が管理する施設の利用等について（一部抜粋）

①市有施設内における飲食（ケイタリング・調理実習等を含む。）及び飲酒は可能とする。その際、室内の十分な換気を行う、人と人が触れ合わない程度の間隔（概ね1メートル程度）を空ける、マスク飲食、大きな声での乾杯・会話を避ける、長時間となる飲食を避ける、テーブル間の移動やお酌を避けるなど、感染防止対策の徹底を図る。

②体調が悪い場合は飲食等の場に参加しない。

なお、施設によって利用形態が異なるため、施設管理者がルールを示し、利用者の確認（署名）を行う措置を講じるなど、飲酒に関する最終的な可否は施設管理者が判断するものとする。